

物品取引基本契約書

東京地下鉄株式会社（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、甲が調達する物品（以下「物品」という。）の製作請負、売買、修理、運搬及び物品引渡し後の異常発生時等の対応（以下「物品取引」という。）に関する基本的事項について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

- 第1条 本基本契約は、別に締結する個別の物品取引に関する契約（以下「個別契約」という。）の内容となるとともに、甲又は乙が知得する相手方の秘密情報（相手方より開示を受ける情報及び相手方について知り得る情報のすべて（個人情報を含む。）をいう。）の取扱い等に関する事項を定めるものである。
- 2 甲の発行する物品注文書に対する乙の物品注文請書の提出により成立する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるところにより成立する。
- （1）契約代金（消費税及び地方消費税を含む。）が50万円未満の物品について、甲が口頭により物品の注文を行った場合
乙がこれを受諾する旨を直ちに口頭により通知することにより成立する。
- （2）修理物品（前号に掲げるものを除く。）について、甲が物品修理指示書を発行した場合
甲の発行する物品修理指示書に対する乙の物品修理指示請書の提出により成立し、修理完了後に物品注文書と物品注文請書の取り交わしを行う。
- 3 物品取引の単価を定める契約は、甲の発行する物品単価注文書に対する乙の物品単価注文請書の提出により成立する。この場合における個別契約は、前項の定めを準用する。
- 4 乙は、本基本契約に基づいて、事由又は名目にかかわらず、甲に対し個別契約の発注を請求することはできず、本基本契約を利用して甲の信用又は名誉をき損し、その他甲の不利益となる行為をしてはならない。
- 5 乙は、本基本契約及び個別契約（以下総称して「契約」という。）並びに個別契約の物品に関し甲が提供する仕様書、図面又は見本（以下「仕様書等」という。）に従い、関係法令等を遵守の上、個別契約で定める納入期限（以下「納期」という。）までに物品取引を完了し、甲は、乙にその代金を支払うものとする。
- 6 物品の製作方法その他物品取引に必要な一切の手段については、契約又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 7 契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、本契約に別段の定めがある場合を除く。
- 8 本契約は、その成立・解釈につき、日本法によって規律される。
- 9 契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第

一審の専属的合意管轄裁判所とする。

- 1 0 物品取引に係る使用言語は、甲が指示する場合を除き、日本語とする。
- 1 1 契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 1 2 契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 1 3 契約及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 1 4 乙は、甲が過去に採用した実績のない物品のうち、甲が指定した物品について、個別契約の締結を希望する場合、甲が定めた性能評価にあらかじめ合格しなければならない。
- 1 5 前項の性能評価に係る費用については、原則として乙が負担するものとする。
- 1 6 前2項の定めは、政府調達に関する協定が適用され、入札にて乙及び価格を定める物品については適用しないものとする。

（見積内訳書の提出）

- 第2条 乙は、物品取引の見積書等を提出の上、個別契約の相手方として内定した場合は、7日以内に当該見積金額の内訳書を作成し、甲に提出して価格交渉を行うものとする。
- 2 前項の内訳書が期限までに提出されなかった場合は、甲は、当該見積書等を無効とし、物品取引の内定を取り消すことができるものとする。
 - 3 前2項の定めは、政府調達に関する協定が適用され、入札にて乙及び価格を定める物品並びに第1条第2項各号及び第3項に掲げる物品には適用しないものとする。
 - 4 政府調達に関する協定が適用され、入札にて乙及び価格を定める物品に関しては、当該物品に係る入札説明書に記載の手続きに従う。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第3条 乙は、契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

- 第4条 乙は、物品取引の全部若しくは主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、物品取引を第三者に委任し、又は請け負わせたとき（前項ただし書の甲の承諾に基づく場合を含む。）は、契約において乙が甲に対して負うべき義務と同等の義務を再委託先が遵守するよう、当該第三者を指導監督し、当該第三者の行為について、一切の責任を負わなければならない。

（成果物等の帰属）

- 第5条 物品製作請負の履行によって生ずる設計図書、報告書類その他の成果物に関する所有権は、甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、前項の成果物（未完成の成果物及び物品製作請負を履行する上で得られた情報、記録、生産物等の一切を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 物品製作請負の履行の過程において派生した特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される権利の取扱いは、次項及び第5項に定めるものを除き、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 4 乙は、成果物に係る著作権等（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条以下に規定する権利（第27条及び第28条の権利並びに著作隣接権を含む。）をいう。甲又は第三者に帰属する著作権等を除く。）を、甲乙間にて別途の定めのない限り、当該成果物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。
- 5 乙は、甲及び甲が指定する者に対しては、成果物に係る著作者人格権を行使しないものとする。

（第三者の知的財産権等の使用）

第6条 乙は、物品取引の履行に当たり、第三者の著作権、著作者人格権、著作隣接権、意匠権、商標権、実用新案権、特許権その他の権利（以下「知的財産権等」という。）の対象となっている素材又は方法等を使用するときは、その使用に関し当該権利保持者から書面による承諾を得るものとし、その使用に関する一切の責任（使用料の支払を含む。）を負わなければならない。

- 2 乙は、成果物に係る著作者人格権が第三者に帰属する場合は、当該第三者に著作者人格権を行使させないものとし、その旨を記載した書面を当該第三者に提出させるものとする。
- 3 乙は、甲に対し、前2項の書面又はその写しを提出しなければならない。
- 4 乙は、物品取引の履行に当たり、知的財産権等の対象となっている素材又は方法等の使用に関して紛争（第三者の知的財産権等を侵害する場合を含むがこれに限らない。）が生じ、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、甲又は第三者に対し、訴訟費用、弁護士費用等を含め紛争の解決に係る一切の損害の賠償の責めを負う。

（機密の保持）

第7条 甲又は乙は、相手方の承諾なく、契約の履行等に関して知り得た相手方の秘密情報を第三者に開示し、並びにその他契約の履行等以外の目的に使用してはならない。

- 2 甲又は乙は、物品取引が完了した場合又は相手方から秘密情報の返還を求められた場合は、当該秘密情報の使用を直ちに中止し、受領した秘密情報（複製物等を含む。）を速やかに相手方に返還するものとする。ただし、甲乙協議の上、返還に代えて破棄処分することを書面により合意した場合は、甲又は乙は、再利用等を防ぐため厳重なる注意をもって破棄するものとし、その破棄方法について事前に相手方の了解を得るとともに、

事後にも処分結果を報告するものとする。

- 3 甲及び乙は、契約を履行するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（調達ガイドラインの遵守）

第7条の2 本基本契約書を締結することにより、甲が公表している「東京地下鉄株式会社 調達ガイドライン」（以下「調達ガイドライン」という。）の遵守に関する契約上の義務が発生するものとする。

- 2 甲は、乙が調達ガイドラインへの重大な違反を犯したと甲が合理的に判断する場合、本契約を解除することができる。
- 3 甲は、法令や社会的動向等の変化を踏まえ、乙に対する事前の予告なく、調達ガイドラインを改定するものとし、かかるガイドラインが乙に対して通知された場合は、かかる変更について合理性及び必要性が認められる範囲で、改定された調達ガイドラインが自動的に有効になるものとする。

（工場検査）

第8条 乙は、物品の製作請負に当たっては、製作方法又は性能検査について甲の指示又は検査を受け、かつ、検査を受けた材料を使用しなければならない。

- 2 甲は、前項による指示又は検査を行うため、乙の工場内に立ち入ることができる。

（報告等）

第9条 甲は、必要があると認める場合は、乙の物品取引の処理状況について、調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

- 2 甲は、前項の定めによる調査又は報告の結果、必要があると認める場合は、乙に対して適当な措置を講じるよう指示することができる。

（支給材料）

第10条 乙は、甲が製作用として乙に支給する材料（以下「支給材料」という。）を甲の指示により引き取るものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

- 2 乙は、支給材料について、かしを発見し、使用上不適当と認める場合は、直ちにその旨を甲に通知し、その指示を受けなければならない。
- 3 支給材料の所有権は甲に帰属するものとし、乙は、善良な管理者の注意をもって支給材料を管理しなければならない。
- 4 支給材料について生じた損害が乙の責めに帰すべき事由による場合は、乙は甲の指示によりこれを修補し、又は代品を提供し、若しくは金銭をもって賠償しなければならない。
- 5 乙は、支給材料に残品を生じた場合は、甲の指示に従わなければならない。

（派生品の処分）

第11条 乙は、物品取引に伴い発生した材料、撤去品、処分品等の派生品については、

甲の指示又は仕様書等に定めるところにより、適切かつ確実に処分しなければならない。
(条件変更等)

第12条 乙は、個別契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 仕様書等に記載された事項が明確でないこと。
- (2) 仕様書等に記載された履行条件が実際と相違すること。
- (3) 仕様書等で記載されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 甲は、前項の確認を求められた場合又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、遅滞なく調査を行い、その結果（これに対して乙が講じるべき措置を指示する必要がある場合は、当該指示を含む。）を乙に通知するものとする。

3 甲は、第1項の事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認める場合は、物品取引の内容又は仕様書等の変更を行うものとする。

4 前項の定めにより、物品取引の内容又は仕様書等の変更を行う場合においては、次条第2項の定めを準用する。

(契約内容の変更、中止等)

第13条 甲は、必要があると認める場合は、書面をもって乙に通知の上、物品取引の内容を変更し、又は物品取引の全部若しくは一部を一時中止させることができる。ただし、政府調達に関する協定が適用され、入札にて乙及び価格を定める物品に関しては、当初の入札の要件を実質的に変更しない範囲に限り、物品取引の内容を変更し、又は物品取引の全部若しくは一部を一時中止させることができるものとする。

2 甲は、前項の定めにより、物品取引の内容を変更し、又は物品取引を一時中止させた場合であって、当初の契約金額又は納期によることができないと認められるときは、乙と協議の上、納期を変更し、若しくは契約金額を増減し、又は必要な費用を負担するものとする。

(乙の請求による納期の変更)

第14条 乙は、乙の責めに帰することができない事由により、納期までに物品取引を完了することができない場合は、書面により甲に届け出て、納期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 乙は、納期が属する月の1日よりも前に物品を納入しようとするときは、あらかじめ甲に連絡の上、甲の承認を得なければならない。

(甲の請求による納期の変更)

第15条 甲は、必要があると認める場合は、書面をもって乙に通知の上、納期の延長を請求することができる。

2 甲は、前項及び次項の場合において、必要があると認める場合は、契約金額を変更し、又はこれにより乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担するものとする。

3 甲が必要により納期の短縮を求めた場合は、乙は、可能な限りこれに協力するものとする。

(契約内容の変更)

第16条 甲及び乙は、契約に定められている規定の他、契約の内容を変更する必要があるときは、相手方に通知し、協議を行うことを求めることができる。

(物品等の貸与)

第17条 甲は、乙が個別契約の履行に必要な甲の所有する物品及び資料等（以下「物品等」という。）について、乙に無償で使用させることができる。

2 乙は、甲の定めるところに従い、物品等を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 乙は、物品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 乙は、第1項の物品等について、甲から返還を求められたときは、これに応じなければならない。

5 乙は、物品取引が完了した場合は、遅滞なく甲に物品等を返還しなければならない。

6 乙は、故意又は過失により物品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(危険負担)

第18条 個別契約の締結後引渡しまでに甲乙双方の責めに帰することができない事由により個別契約の対象となる物品に生じた滅失、き損その他の損害については、乙が負担するものとする。

(損害の負担)

第19条 乙は、契約に関し、甲又は第三者に損害を及ぼした場合、直ちに甲に報告しなければならない。

2 前項の場合において、乙はその損害を負担するものとする。ただし、同損害の発生が甲の責めにのみ帰すべき事由による場合は、甲が負担するものとする。

3 物品の運搬に係る個別契約において、運送中の事故による損害及び作業中に物品又は甲の建造物等に与えた損害については、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(苦情等の処理)

第20条 物品取引の履行に関する第三者からの苦情及び抗議等については、乙が責任をもって処理をするものとする。

(搬出入)

第21条 乙は、甲が指定する場合を除き、物品の搬出入に係る手配を行うものとする。

2 乙は、物品の搬出入に当たっては、次の各号に掲げる安全確保の措置を講じなければ

ならない。

- (1) 乙は、安全管理に十分配慮した上で、甲の鉄道営業等の業務に支障を来さないように履行するとともに、甲の社員等若しくは乙の作業員等又は甲の旅客等の第三者に危険の及ぶおそれがある場合は、必要な安全確保の措置を講じなければならない。
- (2) 乙は、重量物、危険物等の搬出入に当たり、甲の受入準備等が必要と判断される場合は、あらかじめ搬出入日時、取扱上の措置等について、甲の納入先へ通知しなければならない。
- (3) 乙の指定した者が搬出入作業を行う場合は、乙は、指定した者に対し前2号の内容を徹底の上、遵守させなければならない。
- (4) 乙は、物品の搬出入作業に関し、甲若しくは乙又は第三者に損害、事故等が発生した場合は、甲に報告し、乙の責任において最善の措置を講じその解決にあたりとともに、再発防止に万全を尽くすものとする。
- (5) 乙は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、前号の損害、事故等の賠償の責めを負うものとする。

(検査及び引渡し)

第22条 乙は、納期までに、甲に対して物品及び納品書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の物品及び納品書を受領したときは、その日から起算して14日以内に物品について検査を行うものとする。
- 3 乙は、前項の定めによる検査の結果不合格となった場合は、直ちに物品を修補して甲に提出し、甲の再検査を受けなければならない。この場合における再検査の期限は、前項の定めを準用する。
- 4 物品の引渡しは、当該物品に対する検査又は再検査の合格のときをもってその引渡しがあったものとする。
- 5 次の各号に掲げる費用は、乙の負担とする。
 - (1) 物品の納入のために要する費用
 - (2) 物品の検査に要する費用
 - (3) 検査に不合格となった物品の引取りに要する費用
 - (4) その他個別契約の履行に要する費用

(不合格品の措置)

第23条 前条の検査の結果、不合格となった物品が生じた場合、乙は甲からその旨の通知を受けた日から10日以内にこれを引き取らなければならない。

- 2 乙が、前項の期限までに不合格となった物品を引き取らないときは、甲は、これを乙に返送し、又は乙の承諾を得て廃棄することができる。この場合、これに要する一切の費用は乙の負担とする。
- 3 甲が、不合格品を保管する間に、その全部又は一部が滅失又はき損した場合、その損害は乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失により、不合格品を保管する間

に、その全部又は一部が滅失又はき損した場合は、この限りではない。

(契約代金の支払)

第24条 乙は、第22条に定める検査に合格したときは、書面をもって契約代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の定めにより乙から請求を受けたときは、請求を受けた月の翌月末日までに契約代金を支払うものとする。

(かし担保)

第25条 甲は、物品にかしがある場合は、乙に対し、第22条第4項の引渡しのあった日から1年以内にかしの修補若しくは損害賠償又は修補とともに損害賠償を請求することができる。

(物品引渡し後の異常発生時等の対応)

第26条 乙は、甲が指定した物品については、別途協議のうえ定める物品の使用期間中、物品引渡し後の異常発生等の連絡に対し、乙又は乙が指定する者において、常時(24時間。休業日を含む。)対応可能な窓口を設け、維持するものとする。

2 乙は、乙又は乙が指定する者をして、甲が指定した物品については、別途協議のうえ定める物品の使用期間中、物品引渡し後の異常発生時に次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 乙は、甲からの連絡を受けた場合に、速やかに異常を解消できる者を甲が指示する場所に派遣するものとする。

(2) 乙は、異常の解消にあたっては、甲と協議し、甲の承認を得た上で対応しなければならない。

(3) 乙は、甲が求めた場合、異常の解消、再発防止等のため、甲の求めに応じ速やかに物品等を供給し、作業等に協力するものとする。

(履行遅滞及び延滞償金)

第27条 納期までに物品取引を完了することができない場合は、乙は、甲に対して遅滞なく、書面をもってその旨を届け出なければならない。

2 前項の場合において、乙の責めに帰すべき事由により、納期経過後相当の期間内に物品取引を完了できる見込みがあると甲が認める場合は、甲は、乙から延滞償金を徴して、納期を延長することができる。

3 前項の延滞償金は、遅滞日数1日につき、契約金額に対し、年100分の14.6の割合を乗じて算出した金額とする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第28条 乙が、次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額(個別契約締結後、契約金額の変更があった場合には変更後の契約金額。次項において同じ。)の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 個別契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき。（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、個別契約に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、個別契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 個別契約に関し、乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 個別契約に関し、乙が日本以外の国における競争法又は独占禁止法（米国のシャーマン法、クレイトン法及び連邦取引委員会法、並びに、欧州連合の機能に関する条約を含むが、これらに限られない。）に定めるカルテル・独占行為等を禁ずる条項に違反し、乙又はその役員若しくは使用人について、海外当局（米国司法省及び欧州委員会を含むが、これらに限られない。）がその違反に対する民事訴追、刑事訴追、若しくは、違反行為に対する排除措置及び制裁金賦課に関する決定等の手続きを行い、又は、乙又はその役員若しくは使用人がその違反の事実を認めて海外当局との間で司法合意その他の和解手続きを行ったとき。
- (6) 個別契約に関し、乙が日本その他の国における政府の機関、当局又は組織、公務員又は公職の候補者若しくはこれに準ずる者に対して、資金、財産その他価値を有する物の寄贈、寄付、支払又は贈与を行い、これらの支払若しくは贈与等又はその目的が、適用ある法令（米国海外腐敗行為防止法、英国贈収賄防止法及び日本の不正競争防止法18条を含むが、これらに限られない。）に違反し、乙又はその役員若しくは使用

人について、海外当局がその違反に対する民事訴追、刑事訴追、若しくは、違反行為に対する排除措置及び制裁金賦課に関する決定等の手続きを行い、又は、乙又はその役員若しくは使用人がその違反の事実を認めて海外当局との間で司法合意その他の和解手続きを行ったとき。

- 2 個別契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の100分の10に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 前項第4号に該当する場合であつて、乙が甲に、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙が前2項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年100分の5の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(表明保証)

第29条 甲及び乙は、現在及び将来において、次の各号に掲げる事項について表明し、保証する。

- (1) 甲及び乙、甲及び乙の親会社、子会社、関連会社並びにその役員又は従業員が、次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人、又はこれらに準じる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）であること。
 - イ 反社会的勢力から、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資本・資金を導入され、若しくは資本・資金関係の構築を行われ、又は経営に実質的に関与されること。
 - ウ 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与すること。
 - エ 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用をき損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行うこと。

オ 上記のほか、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2) 甲及び乙の取引先（甲の鉄道事業及び小売事業等における不特定多数の利用顧客等は含まない。）又はその役員若しくは従業員が、前号に掲げるいずれにも該当しないこと。

（甲の解除権）

第30条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、個別契約を解除することができる。

(1) 乙が、乙の責めに帰すべき事由により、納期までに物品取引を完了しないとき又は物品取引を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由なく、着手すべき期日を過ぎても物品取引に着手しないとき。

(3) 乙又は乙の使用人が、甲の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨げる行為若しくは不正の行為があったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、乙が契約又はこれに付帯して締結した契約に違反し、その違反により個別契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 乙が、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てを受けたとき又はその資産信用状態が著しく低下したとき。

(6) 乙が、監督官庁から営業免許の取消し、営業停止等の処分を受けたとき。

(7) 前号のほか、乙が行政処分等を受けたとき。

(8) 乙が前条第1号の表明保証に反していると合理的に判断されるとき。

(9) 乙が前条第2号の表明保証に反していると合理的に判断される場合で、乙が当該事実を知りながら、当該取引先と契約を締結したと認められるとき。

(10) 乙が前条第2号の表明保証に反していると合理的に判断される場合で、当該取引先との契約解除等の取引解消を甲が求めたにもかかわらずこれに従わなかったとき。

（前号に該当する場合を除く。）

(11) 乙が、第32条第1項に定める理由によらないで個別契約の解除を申し出たとき。

2 乙は、前項各号（第5号を除く。）の定めにより個別契約を解除された場合は、その解除された部分に相応する契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 前項の規定は、第1項の事由によって甲に生じた実際の損害額について、甲が乙に対して別途賠償を請求することを妨げるものではない。

4 甲は、第1項により個別契約を解除したことによって乙に生じた一切の損害について賠償の責を負わない。

5 甲は、第1項の定めにより個別契約を解除した場合において、物品の一部について甲が必要と認めるものがあるときは、甲の所有とすることができる。

6 前項の定めにより、物品の一部を甲の所有としたときは、甲は、物品取引の履行割合に相当する契約金額を乙に支払うことができるものとする。

第31条 甲は、前条第1項に定める場合のほか、必要があるときは、個別契約を解除することができる。

2 前条第5項及び第6項の定めは、前項の定めにより個別契約が解除された場合に準用する。

3 甲が第1項の定めにより個別契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、甲は、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(乙の解除権)

第32条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により物品取引を完了することが不可能になった場合は、個別契約を解除することができる。

2 甲は、前項の定めにより個別契約を解除された場合において、物品の一部について甲が必要と認めるものがあるときは、甲の所有とすることができる。

3 前項の定めにより、物品の一部を甲の所有としたときは、甲は、物品取引の履行割合に相当する契約金額を乙に支払うことができるものとする。

4 甲は、第1項の定めにより個別契約を解除された場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。

(基本契約の失効及び解約)

第33条 乙が甲の実施した取引先資格審査を受け、甲との取引先資格を有している場合において、当該取引先資格が取り消された場合は、本基本契約は失効するものとする。

2 甲又は乙は、1か月前までに相手方に書面により通知の上、本基本契約を解約することができる。

3 前2項の定めにより本基本契約が失効し、又は解約された場合においても、現に履行中の個別契約については、当該個別契約の履行期間中については失効又は解約されることなく、本契約について有効なものとして適用することができるものとする。

(通知義務)

第34条 乙は、次のいずれかに該当する事項が発生した場合は、速やかにその内容を甲に通知しなければならない。

(1) 事業を廃業する場合

(2) 社名を変更する場合

(3) 経営権の譲渡等により、経営者又は50%以上の株式を保有する株主の変更があった場合

(4) 第29条の表明保証に反していることが判明した場合

(5) 第30条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当した場合

(相殺)

第35条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合は、この債務と甲が個別契約に基づき乙に支払うべき代金その他の金銭債務とを相殺することができる。

(契約期間)

第36条 本基本契約の有効期間は、本基本契約の締結日から西暦2021年3月31日までとする。

2 第33条第3項の定めは、前項の定めにより契約期間が満了した場合に準用する。

(残存条項)

第37条 第1条第8項、第9項及び第10項、第3条、第5条、第6条、第7条第1項及び第3項、第19条、第20条、第25条、第26条及び第28条の規定は、契約が終了した後においても効力を有するものとする。

(規定外事項等)

第38条 契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本基本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

東京都台東区東上野三丁目19番6号

甲 東京地下鉄株式会社

代表取締役社長 山村 明義

乙